

No.	質問内容	回答
1	支援企業の募集数に目標値はあるか。	支援企業の募集数に目標値は設定しておりませんが、支援企業数5者の達成に向けて、多くの事業者から応募が集まるようにしてください。
2	府内自治体や支援機関が実施する事業との連携については、どの程度の範囲で考えればよいか。	基本的には、広報周知による連携を考えています。支援機関等と連携しながら、多くの事業者に本事業の参加を呼びかけてください。
3	外部識者については、受託者の社員でもよいか。	仕様書に記載されている外部識者に求める資質が満たされていれば、受託者の社員でも結構です。
4	生活者視点の取り込みにおいて、「B to B」の事業については、どのように考えたらよいか。	本事業の対象は、生活者との接点がある「B to C」又は「B to B to C」の事業とします。
5	支援対象となる中小企業のイメージを教えてください。	支援対象となる中小企業は、仕様書記載のとおり、中小企業等経営強化法(平成11年3月31日法律第18号)第2条に基づく中小企業者ですが、その中でも、外部資源の活用により新事業が実現できる社内リソース(人員、資本など)を有する企業をメインターゲットとして考えております。
6	大阪府として、特に重視したいポイントを教えてください。	審査項目及び配点については、公募要領記載のとおりで、小項目で見るとマッチングコーディネーターが最大の配点となりますが、そこに至るまでのプロセスもとても重要であると考えております。マッチングコーディネーターが実現するためにも、支援企業の募集・選定や企業単位のコンサルティング、外部識者による助言等に、工夫をしてください。
7	企業単位のコンサルティングには、1社あたり何時間などの要件はあるのか。	要件は特にありません。時間だけでなく、例えば、場所についても、「手法」の一部として、提案内容としておりますので、企業単位のコンサルティングを支援企業各社に出向いて行うか、それとも、特定の場所に支援企業を集めて行うか等も自由な発想で提案してください。

No.	質問内容	回答
8	様式2について、「参考となる資料(補足資料)を適宜添付」とあるが、枚数等の制約はあるのか。	制約はありません。様式2について、別添資料については、提案書のように印刷の向き(縦横)、字の大きさ(10pt)等の指定もありません。ただし、プレゼンテーションは資料に基づき行っていただきますので、説明が時間内に完結できるようご注意ください。
9	効果的な募集や告知の方法についての提案内容については、手段の概要やイメージ図のほかに、サンプルなどの提示が必要か。	特に必要ありません。 WEB、チラシ、SNSなどの方法手段のほか、それらの媒体をどのように拡散(チラシの場合、配布対象や配布方法、配布枚数)させるのか、また、WEBやSNSでは、どのような層のどれくらいの方に見てもらえるのかといった具体的な情報を提示した上で、効果を示して下さい。
10	法人登記簿謄本と納税証明書は原本を提出するのか。コピーでは不可か。	原本を提出してください。
11	財務諸表として、「株主資本等変動計算書」は作成していない場合、①貸借対照表②損益計算書(収支計算書)を提出すればよいか。	NPO法人など、組織として株式を発行していない場合は、「株主資本等変動計算書」の作成は不要です。①貸借対照表②損益計算書(収支計算書)のみご提出ください。
12	集客人数、成果などについて、万が一未達成の場合に、ペナルティなどはあるのか。	正当な理由なく、契約どおりに履行できなかった場合には、契約書にしたがって、損害賠償や遅延料が発生することがあります。契約書どおりに履行できないことが明らかになった場合は、遅滞なく大阪府に報告してください。
13	選定委員会でのプレゼンテーションの実施日はいつか。また選定委員会で、各社に割り当てられる時間はどれくらいか。	4月26日(木)の午後1時からを予定しています。時間については、全体の応募件数によりスケジュールを調整するため、応募者に別途通知いたします。割り当て時間として、概ね1社当たり30分と想定しています。(15分程度のプレゼンテーション及び15分程度の質疑応答。)